

令和6年度

第6回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第6回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月9日(月) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 10人

委員	1番	板橋	利行
	2番	石井	宏
	3番	小沢	伊知郎
	4番	朝倉	一江
	5番	太田	裕士
	6番	山野	孝一
	7番	岡崎	博一
	8番	神澤	晶子
	9番	小川	治夫
会長	10番	石橋	弘嗣

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田	章
2番	富田	憲一
3番	皆川	佳広
4番	石井	悦史
5番	大滝	與鷹
6番	平田	秀行

5. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 付託調査班(委員)の指名

4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3件

議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について	1件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	2件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」について	1件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	22件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第3号	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について	1件
報告第4号	地目変更登記に係る回答について	2件
報告第5号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	1件

6. 農業委員会事務局職員

次 長 秀谷 康久
副主幹 沼田 武
主任書記 五木田 将也

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和6年度第6回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席5番の委員、議席6番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の沼田副主幹、五木田主任書記を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員です。</p> <p>農政関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第5号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、3件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>議案第1号</p> <p>「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、3件でございます。</p> <p>議案書の1から6ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和6年8月21日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は畑、面積は482平方メートル外2筆で、合計面積は2,057平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の申請受付日は、令和6年8月21日でございます。</p> <p>申請地は曾谷で、地目は田、面積は525平方メートル外1筆で、合計面積は1,050平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(3)の申請受付日は、令和6年8月23日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は畑、面積は132平方メートル外1筆で、合計面積は1,781平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に賃借権の設定をするものでございます。</p>

<p>議長</p>	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席4番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、議席4番の委員</p>
<p>議席4番の委員</p>	<p>現地調査は、令和6年8月30日に農地調査班第2班と農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>(1)の譲受人は、主に小松菜や枝豆を栽培している方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>現況は露地畑となっており、取得後は、枝豆、ブロッコリーを作付けすることです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の譲受人は、主に露地野菜を栽培している方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p> <p>現況は栗畑となっており、取得後は、そのまま栗畑を継承することです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>続きまして、</p> <p>(3)の譲受人は、主に梨を栽培している方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はありません。</p>

<p>議 長</p>	<p>現況は梨畑となっており、権利設定後は、そのまま梨畑を継承することです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は300日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は270日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>続きまして、</p> <p>(3)の譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に賃借権の設定をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は250日であり、許可要件はすべて満たしております。</p>

<p>議 長</p>	<p>説明は以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(1)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(1)は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(2)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(2)は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(3)につい</p>

各 委 員	<p>て、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号（3）は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>議案第2号</p> <p>「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。</p> <p>議案書の7～10ページをお願いいたします。</p> <p>（1）の申請受付日は、令和6年8月21日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は畑、面積は3,104平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては保育所の建築を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>（2）の申請受付日は、令和6年8月21日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は畑、面積は24平方メートル外1筆で、合計面積は69平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては農道用地を目的に所有権の移転をするものでございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席3番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席3番の委員。</p>
<p>議席3番の委員</p>	<p>現地調査は、令和6年8月30日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、市川市立柏井小学校の北東側おおむね300メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地周辺にRC土留を設置し土砂流出を防止します。</p> <p>汚水・雑排水は事業地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路側溝に接続し、排水します。また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の申請地は、柏井公民館の北西側、概ね400メートルに位置し、現況は農道になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、現況のまま、農道として利用し</p>

<p>議 長</p>	<p>ます。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、市内に主たる事務所を置く社会福祉法人です。</p> <p>道路対向にある柏井保育園と連携した保育所の運営に最適な立地と考えたため申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金及び補助金にて賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和6年10月1日に着工し、完了は令和7年3月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま</p>

	<p>続きまして、</p> <p>(2) の譲受人は、隣地で梨を栽培する個人です。</p> <p>隣接する譲受人の梨畑への進入路としてそのまま使用したいと考えたため申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、贈与による所有権移転のため、問題ありません。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、現況のまま農道として使用する為問題ありません。</p> <p>工事の予定につきましては、完了は農転許可日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	なし。
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号（1）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、（2）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号（2）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>議案第3号</p> <p>「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、今回の申請件数は1件でございます。</p> <p>議案書の11、12ページをお願いいたします。</p> <p>申請は、令和6年8月21日付けで、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについて、特定農地貸付規程等を添えて承認申請書が提出されたものでございます。</p>

	<p>申請地は東国分で、地目は田、面積は513平方メートルのうち、247平方メートル外1筆で、合計面積は774平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域でございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席4番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席4番の委員。
議席4番の委員	<p>現地調査は、令和6年8月30日に農地調査班第2班の委員と区域を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は私立三愛幼稚園の北側約50メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>区画数については、18区画とし、一区画当たり平均25平方メートルとなっております。</p> <p>現地調査の結果、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことがない適切な位置にあると見込まれるとともに、周辺の農地利用に与える影響や利用者数を勘案し、妥当な規模であると判断いたしました。</p> <p>また、借受人による農地の適切な利用を確保するため、見回りや必要な指導を行うことを確認しました。</p> <p>以上のことから、適切かつ円滑な市民農園の運営が行われるものと認められるため、承認相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長	第2班から調査報告をしていただきました。

事務局	<p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
議長	<p>はい、議長。</p>
事務局	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>申請につきまして、審査に際し、特定農地貸付規程等の申請書類及び市との貸付協定により、適切に管理運営の確保が見込まれるかについて、確認いたしました。</p> <p>貸付規程に記載されている貸付条件等の主な事項としましては、貸付期間は1年、一区画当たり平均年間22,500円で、営利を目的として作物を栽培しないこと、貸付農地を転貸しないことなどとなっております。</p> <p>また、借受者の募集は、市公式 Web サイト、広報等による一般公募で、選考の方法は、開設者が先着順に借受者を決定することとなっていることから、相当数の者を対象に定型的条件のもと行われることを確認しました。</p> <p>また、貸付協定においては、借受者間の紛争の仲裁、騒音や病害虫の駆除、路上駐車、堆肥の臭い等、周辺の住民や周辺農地に対して迷惑を及ぼさないよう規定されており、特定農地貸付の適正で円滑な実施を確保するため、有効かつ適切であると認められます。</p> <p>以上のことから、今回の申請内容が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する要件に該当していることを確認いたしました。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>

各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、承認することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は、全会一致により承認することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、2件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第4号</p> <p>「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について説明いたします。</p> <p>議案書の13ページから16ページをお願いいたします。</p> <p>被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、相続人である申請者から「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付申請が2件、ありました。</p> <p>最初に、令和6年8月8日付けで受理した(1)の証明願に係る特例適用農地等につきましては、河原の農地5筆、面積の合計は692平方メートル、登記上の地目及び現況は「畑」でございます。</p> <p>なお、特例適用農地等の相続開始日は令和6年5月29日でございます。</p> <p>続きまして、</p>

<p>議 長</p>	<p>令和6年8月22日付けで受理した(2)の証明願に係る特例適用農地等につきましては、柏井町の農地4筆、面積の合計は7,391平方メートル、登記上の地目は「畑」「山林」、現況は「畑」でございます。</p> <p>なお、特例適用農地等の相続開始日は令和5年12月12日でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席8番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席8番の委員。</p>
<p>議席8番の委員</p>	<p>議案第4号</p> <p>「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和6年8月29日に調査班 第4班2名、地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>最初に、令和6年8月8日付けで申請がありました、(1)市内の河原にある特例適用農地等につきまして、被相続人、相続人の配偶者及び申請者で相続人である長男の計3名で従事していたこと、被相続人が所有していた特例適用農地等について、申請者が相続したうえで農業経営を引き継いでいることを確認いたしました。</p> <p>特例適用農地等の状況について、河原公民館の近くにある河原の畑5筆で、面積の合計は692平方メートルです。</p> <p>耕作状況等について、自ら経営している飲食店で使用するための食材や申請者世帯での消費を目的に、相続前後においてきゅうり、トマト、茄子、葱などの野菜やレモン、すだちなどの柑橘類を栽培していること、今後も申請</p>

<p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>者と申請者の配偶者2名で耕作していくことを確認しております。</p> <p>調査班といたしましては、申請者を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、</p> <p>令和6年8月22日付けで申請がありました、(2)市内の柏井町にある特例適用農地等につきまして、被相続人、相続人の配偶者、被相続人の養子で相続人の長男とその妻及び申請者で相続人である長男の計5名で従事していたこと、被相続人が所有していた特例適用農地等について、すでに農業経営を引き継いでいる申請者が相続することを確認いたしました。</p> <p>特例適用農地等の状況について、市営住宅柏井第1団地の近くにある柏井町の「畑」3筆、「山林」1筆の計4筆で面積の合計は7,391平方メートルです。</p> <p>耕作状況等について、相続前後において販売を目的とした「梨」を栽培していること、今後も被相続人を除く4名で耕作、農業に従事していくことを確認しております。</p> <p>調査班といたしましては、申請者を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上となります。</p> <p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>なし。</p> <p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、(1)について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
------------------------------------	---

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号（1）は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、（2）について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号（2）は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第5号</p> <p>「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について説明いたします。</p> <p>議案書の17ページ、18ページをお願いいたします。</p> <p>令和6年8月5日付けで生産緑地法第10条の規定に基づく「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が1件、提出されたものでございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>なお、本申請は、議案第4号(2)と同一の方になります。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席7番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席7番の委員。</p>
<p>議席7番の委員</p>	<p>議案第5号</p> <p>「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について、調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和6年8月29日に調査班第4班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>対象となる生産緑地は市営住宅柏井第1団地の近くにある 柏井町2丁目の1筆で、面積は2,846平方メートル、主要作目は「梨」です。</p> <p>主に従事していた申出者が身体の故障を理由に農業経営を縮小せざるを得ず、本申請に至ったとのことでした。</p> <p>申出人の農業従事日数は年間300日であることを農家基本台帳にて確認し、台帳に記載された内容について相違ないことを申出者から聴取しております。</p> <p>以上のことから、「故障」の生じた者である申出者について、生産緑地法第10条の規定に基づく「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上となります。</p> <p>第4班から調査報告をしていただきました。</p>
<p>議 長</p>	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p>

各 委 員	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>なし。</p> <p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」（事務局長専決分）、22件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>報告第1号</p> <p>「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案書の19ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和6年8月2日から8月30日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、6件、12筆、1,788.86平方メートル、第5条の届出は、16件、21筆、7,150.58平方メートルで、</p>

議長	<p>第4条と第5条の合計は、22件、33筆、転用面積は、8,939.44平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては20ページから24ページまでの記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法18条第6項の規定による通知について」、1件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第2号</p> <p>「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告いたします。</p> <p>議案書の25ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知されたものです。</p> <p>土地の所在は大野町、地目は畑、面積は1,580平方メートルであり、令和6年3月31日に合意解約がなされ、令和6年8月15日付けで農業委員会に通知書が提出されました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

事務局次長	<p>次に、報告第3号「農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
議長	はい、議長。
事務局次長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第3号</p> <p>「農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について」、報告いたします。</p> <p>議案書の27ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和6年8月21日付けで、申請者から届出があり、土地の所在は曾谷、面積は45平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>申請地は、農道とするため、農地法施行規則第29条第1号に規定する農地利用の増進に該当することから届出を受理しました。</p>
議長	報告は、以上でございます。
議長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。
事務局次長	<p>次に、報告第4号「地目変更登記に係る回答について」、2件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第4号</p> <p>「地目変更登記に係る回答について」、2件、報告いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案書の29～30ページをお願いいたします。</p> <p>(1)については、令和6年8月5日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は北方町、面積は402平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る申請状況は、平成4年9月24日に農地法第4条に基づいて「駐車場」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和6年8月13日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「駐車場」と記載した上で回答しました。</p> <p>続きまして、(2)については、令和6年8月8日付けで千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は南八幡、面積は324平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は提出されておられません。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和6年8月16日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行って</p>
------------	---

事務局次長	<p>いる旨の証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
議長	<p>はい、議長。</p>
事務局次長	<p>はい、事務局次長。</p> <p>報告第5号</p> <p>「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案書の31ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和6年7月22日に申請のあった1件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p>
議長	<p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和6年度第6回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議長 石橋弘嗣

委員 太田裕士

委員 山野孝一